太陽光発電設備等設置費事業者補助金申請書チェックリスト

１　補助対象事業者の要件の確認（すべての要件を満たす必要があります）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | ﾁｪｯｸ |
| 県内で事業を営む事務所又は事業所に太陽光発電設備等を設置する。 | □ |
| 太陽光発電設備等を設置する土地及び建物を所有している。※個人事業主の場合：配偶者又は１親等内の血族が所有する土地・建物も可※法人の場合：役員、子会社、親会社等が所有する土地・建物も可 | □ |

２　補助対象設備の要件の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象設備 | 設備要件 | ﾁｪｯｸ |
| 1. 太陽光発電設備
 | ・商用化され、導入実績がある。・中古設備ではない。・リース設備ではない。・野立ての設備ではない。・FIT制度又はFIP制度を利用しない。・発電した電力の５０％を事業活動により自家消費する。 | □ |
| 1. 蓄電池
 | ・商用化され、導入実績がある。・中古設備ではない。・リース設備ではない。・平時において充放電を繰り返す設備である。・停電時のみに利用する非常用電源でない。・定置用である。 | □ |
| 【産業用蓄電池を設置する場合】・4,800Ah・セル以上の蓄電池である。・蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）が19万円／kWh以下である。 | □ |
| 【家庭用蓄電池を設置する場合】・4,800Ah・セル未満の蓄電池である。・蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）が15.5万円／kWh以下である。・（一社）環境共創イニシアチブの補助事業の対象として登録されている。 | □ |

３　申請書の記載内容の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記載項目 | 記載方法・確認が必要な事項 | ﾁｪｯｸ |
| 申請者情報 |
| 住所事業者名　　　　　　代表者名 | 【法人の場合】・法人登記事項証明書「本店」、「商号」、「役員に関する事項」より、それぞれ転記している。 | □ |
| 【個人事業主の場合】・住民票「住所」、確定申告書「屋号」、「氏名」より、それぞれ転記している。 | □ |
| １　設置場所 |
|  | ・土地の登記事項証明書「所在（①地番まで）」から転記している。※太陽光発電設備を設置する建物が立地する土地の全てを記載している。 | □ |
| ２　対象システムの概要 |
| １太陽光発電設備発電容量 | ・次の①②いずれか小さい方の数値を記載（単位:kw）　※小数点以下は切り捨てること①パネル（モジュール）の能力・パネル１枚の出力(kw)×設置パネル数(枚)②パワーコンディショナーの能力・複数のパワーコンディショナーを設置する場合は全てを合計 | □ |
| ２産業用（家庭用）蓄電池　蓄電容量 | ・設置する蓄電池の定格容量を記載している。・複数の蓄電池を設置する場合は全てを合計している。※小数点第２位以下は切り捨てること | □ |
| ３　総事業費 |
|  | ・見積書の合計金額（税込み）及び内訳を記入している。 | □ |
| ４　補助対象経費 |
|  | ・補助対象経費について税抜きで記入している。　※補助の対象となる容量の上限以上に設備を導入する場合は、上限相当までの額（税抜き）となります。＜例＞50kWの太陽光発電設備を設置する場合（補助の対象となる容量の上限は30kW）　　総事業費が110万円（税込み）である場合、　補助対象経費は60万円（総事業費100万円（税抜き）×30/50kW）となります。 | □ |
| ５　補助金の申請金額 |
| 　太陽光発電設備 | ・５万円×kW（出力は小数点以下切捨て、金額は千円未満切捨て）で計算されている。　※太陽光発電設備のみ設置の場合は上限30kWまで　※蓄電池も同時に設置する場合は上限60kWまで | □ |
| 　産業用（家庭用）蓄電池 | 【産業用の場合】・6.3万円と１kWh当たりの実支出額（工事費込み・税抜き）の３分の１の額とを比較して少ない方の額に蓄電池容量（kWh 表示の小数点以下２桁以下切捨て、上限20ｋW）を乗じた額（千円未満切捨て）を記入している。【家庭用の場合】・5.1万円と１kWh当たりの実支出額（工事費込み・税抜き）の３分の１の額とを比較して少ない方の額に蓄電池容量（kWh 表示の小数点以下２桁以下切捨て、上限20ｋW）を乗じた額（千円未満切捨て）を記入している。 | □ |
| ６　事業着手（予定）年月日 |
|  | ・工事の契約予定年月日を記入している。 | □ |
| ７　事前着手理由（県の交付決定前に事前着手する場合のみ） |
|  | ・事前着手をする場合は、事前に県担当者に相談している。 | □ |
| ８　事業完了（予定）年月日 |
|  | ・補助対象設備の引き渡しを受ける日又は工事代金の支払いが完了す　る日のどちらか遅い日（予定）を記入している。 | □ |
| ９　工事施工者 |
|  | ・工事に携わる業者（元請け業者、下請け業者等）全てについて、記入している。 | □ |
| ＜担当者＞ |
|  | ・施工業者ではなく申請企業の担当者の情報を記入している。 | □ |

４　添付書類の確認

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | ﾁｪｯｸ |
| 以下の提出書類を全て添付しました。 | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 備考 | ﾁｪｯｸ |
| 申請書等全ての提出書類を添付しました（以下、全項目について確認してください）。 | □ |
| 申請書（第１号様式） | ・必要事項について全て記入している。 | □ |
| 法人の場合登記事項証明書 | ・取得から３か月以内のものである。 | □ |
| 個人事業主の場合住民票及び確定申告書（写） | 【住民票について】・取得から３か月以内のものである。・マイナンバー「なし」の住民票である（マイナンバーの記載があるものは受理しません） 。・戸籍、世帯主名・続柄、住民票コードは記載されていない。※親族等が所有する土地・建物に導入する場合で、申請者と土地・建物所有者の関係性を説明する資料として住民票を利用する場合は、必要に応じて続柄の記載があるものを提出してください。【確定申告書（写）について】・直近１年分の確定申告書の写しである。※申請書等に記載する事業者名の欄には、原則として確定申告書に記載した屋号を記入してください。 | □ |
| 設置する土地・建物の登記事項証明書 | ・取得から３か月以内のものである。※土地の登記事項証明書については、補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書の「所在」欄に記載されている全ての番地分について提出してください。・建築予定の建物に設置する場合は、建築契約書の（写）を提出し、登記事項証明書は、登記完了後速やかに提出してください。 | □ |
| 土地・建物の所有者が申請者でない場合土地・建物の使用に関する同意書 | ・事前に県担当者に相談したうえで、土地・建物の所有者の補助対象設備の設置に係る同意書を提出している。 | □ |
| 設置する土地の公図 | ・補助対象設備を設置する土地の場所を明示している。 | □ |
| 設置する場所の見取り図（１／１５００程度） | ・補助対象設備を設置する建物の場所を明示している。 | □ |
| 補助対象設備の設置場所を示した図面 | ・太陽光パネル、パワコン、蓄電池の設置場所が分かるものである。 | □ |
| 県税の納税証明書  | ・全ての税目について未納の徴収金がないことの証明書（完納証明）である。 | □ |
| 補助対象設備の仕様書 | ・カタログ等、設備の概要が分かる書類である。【家庭用蓄電池の場合】・（一社）環境共創イニシアチブの補助事業の対象であることが分かる書類（ウェブページを印刷したもの等）を添付している。 | □ |
| 見積書の写し | ・太陽光発電設備と蓄電池の両方について申請する場合は、**総事業費に対する太陽光発電設備、蓄電池それぞれの内訳が明記されている。** | □ |
| 写真 | ・「事務所又は事業所の外観」と「設置（予定）場所」が写っている写真となっている。 | □ |
| 誓約書 (申請者用）及び（工事施工者用） | ・別添誓約書の内容を全て確認している。 ・工事施工者用の誓約書については、工事に携わる全ての業者分（元請け業者、下請け業者等）を添付している。・申請者用、工事施工者用ともに代表者印を押印している。 | □ |
| 発電・消費電力計画書  | ・発電・消費電力計画書の全てに記入している。・発電量の根拠資料として発電シミュレーションを添付している。 | □ |
| 口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票  | ・代表者印を押印するか又は発行責任者を記入している。・金融機関確認印がない場合は、該当通帳のコピーを添付している。 | □ |